

要 求 書

- 一 團體交渉權ヲ確認スルコト
- 二 工場委員制度ヲ敷クコト
 - (a) 工場委員會ハ労働者六名、會社側四名トス
 - (b) 工場委員設置ニ際シテハ労働者トシテ入社後六月ニテ選シテ選舉權、所屬者ニ在ルコト
- 三 工場委員會文書ハ總務課ハ尤、各項通リルコト
 - (a) 労働時間
 - (b) 労働者誌或ハ労働簿
 - (c) 最低賃金
 - (d) 工場法扶助規程ニ依リテ扶助額
 - (e) 其他工場内ニ在リテ諸規程
- 四 積徳會ヲ解散シ積立金を分配スルコト

- (四) 工場法扶助規程ニ依ル在來ノ支拂ヲシテ積徳會積立金中ヨリ支拂ヒタルモノハ此際返還スルコト
- (五) 現在ノ日給額ニ十割ヲ加ヘ本給トシ請員作業ハ二割以上ヲ附スルコト
但シ現在十割以上ノ分ヲ受ケルモノハ其分ヲ本給ニ繰入レルコト
- (六) 積立金ハ全部各人ニ返還スルコト
- (七) 下月遷刻ノ四割金ハ之ヲ認めス
- (八) 解雇者ハ六ヶ月末滿ハ三ヶ月分、六ヶ月以上一ヶ年末滿ハ六十日分、一ヶ年以上三ヶ年末滿ハ九十日分以上一ヶ年ヲ増ス毎日給額ノ廿日分ヲ支給スルコト
- (九) 今回ノ爭議ニ付キ一名ト雖犧牲者ヲ出ササルコト但シニヶ年間トス

愛知時計電機株式會社全労働者